法勝寺領美濃国船木荘只越郷をめぐる
惣庶の対立と南北朝の争乱

森[*]　茂　暁

一　はじめに
二　法勝寺領美濃国船木荘只越郷
三　只越郷領家職をめぐる惣庶対立の発端と経過
四　只越郷の建武三年
五　只越郷をめぐる訴訟の新段階
六　おわりに

[*]福岡大学人文学部教授

福岡大学人文論叢第三十八巻第二号

一　はじめに

宮内庁書陵部の所蔵史料の中に「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」という一巻に成巻された古文書がある。内容は表題どおり、法勝寺領美濃国船木荘只越郷の領有をめぐる一連の訴訟関係の文書であるが、当該の訴訟は南北朝時代初期の同郷領家職をめぐる一門内部の惣領と庶子とを直接の当事者とするもので、よく言われるところの、南北朝争乱の構成要因の一つとしての、所領相続をめぐる一門内部の惣庶の対立という普遍的な問題をすぐれて具体的に描き出していて貴重である。ここで注目する所以である。

昭和二十八年三月、宮内庁書陵部から刊行された『和漢図書分類目録』下巻では、本文書は南北朝期の写とされているが[1]、筆者は全十六点の文書のうち冒頭の一点は訴状の正本、あとの十五点はそれに副進文書として貼り継がれた具書案であろうと考えている[2]。この継紙の最末尾は後欠文書のような形状をなしているが、冒頭の訴状の具書案としては完備しており、脱落した文書案の存在は想定しがたい。

なお、「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」に入っている全十六点の文書は、『岐阜県史　史料編　古代中世四』に「壬生文書」としてすべて収録・翻刻されている。この活字本は、ほんの少しの誤脱を含むものの翻刻の正確性において信頼に足りるが[3]、しかし全七紙からなる継紙の原状をうかがわせていない。しかも同書は現在のところ稀覯本に属し、容易に手にすることができない状況にある。そこで本稿では、こうした点に配慮して修正版を作成し、【史

料】として全部の史料を付載した。ちなみに、宮内庁書陵部が編集した図書寮叢刊『壬生家文書』全十巻（明治書院刊）には収められていない。

本稿で取り扱う訴訟問題についてふれた文章としてはいくつか認められるが、まず各種地名辞典や荘園辞典等が「船木荘」「只越郷」を立項して簡単な説明を加えており、また『岐阜県史　通史編　中世』が寺領荘園の一つとして「船木荘」に簡潔な解説を施しているが、関係史料を見落としたために、肝心の訴訟問題は「不明」として扱っていない。それらのなかで本史料の内容に多少ふみこんだ論稿としては、早く田沼睦「〈史料紹介〉南北朝内乱期の一訴状」があり、筆者もこれに導かれて本史料に少しふれたことがある。(4)

本稿では、「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」に残された古文書によって、船木荘只越郷領家職の知行をめぐる惣領家（経意の子息清定）と庶子家（経意の弟盛祐とその子息説光）との争奪戦、その争いと当時の全国的な軍事的・戦時的な状況との直接的な関わり、また将軍権力の国別執行人たる守護（美濃守護土岐頼貞）のこうした在地の抗争への関与の仕方、さらに朝敵人領として収公された所領・所職の取り扱いなどのことがらについて具体的に検討し、もって南北朝の争乱を推進した原動力の一つとしての在地勢力のありようについて考えてみることにしたい。なお、関係史料によって読みとれることがらを末尾の付表「美濃国只越郷をめぐる訴訟年表」に整理し、事件と訴訟の展開過程が俯瞰できるようにした。

二　法勝寺領美濃国船木荘只越郷

美濃国船木荘は、本巣郡に所在した。東は糸貫川と長良川、西は犀川によって区画される。現在地名でいえば、岐阜県本巣市および瑞穂市の市域にあたる。船木荘の歴史については本文書のなかの一通、元久元年三月十日船木荘只越郷文書紛失状案に詳しい。ここで美濃国船木荘開発相承系図を参考に考えると、以下のようなことがわかる。当荘は本主高階肥後入道基実（法名寂法）の先祖相伝の私領であったが、平安時代の嘉応年中（一一六九～七一）、基実は当荘の本家職を山城国法勝寺に寄進し、同時に領家職は保留したまま、郷単位に割分して七人の子らに相伝させた。それらの郷とは本田・只越・別府・十四条・十六条・十八条・十九条の全七郷である。

このうちくだんの只越郷（現在の瑞穂市只越）は基実から「嫡女高階氏女」に譲られ、高階氏女はこれを「嫡女菅原信子」に伝領し、信子はさらに「嫡男」菅原資高に譲与した。『尊卑分脈　第四篇』に収める菅原系図と右の「相承系図」とを比較すると、双方に共通して認められるのは資高―為俊の部分のみであり、(5) 他の部分は重ならない。『尊卑分脈』の記載で注目されるのは、「為俊」に「宜秋門院蔵人」「早世」の記事がかけられていることで、菅原為俊が宜秋門院（後鳥羽上皇后藤原仁子）の蔵人であったこと、つまり中央権門とのパイプを有したことが知られ、また「早世」の文字からは為俊が十分な社会的活動をしていないことが想定される。

しかるに所労で存命不定を危ぶんだ菅原資高は、文治三年（一一八七）年四月十日、譲状をしたため「長男小童丸」

に「私領一所」を譲与した[6]。この「私領一所」とは只越郷とみられるが、資高はなおも存世して依然支配を続けたと考えられる[7]。こののち資高は、元久元年（一二〇四）三月三日の居所武者小路室町の火事によって只越郷に関する相伝文書を焼失したため、同年三月十日には周辺郷々の領主たちの署判を得て文書紛失状を作成し、本家法勝寺政所の下文を申請している[8]。

その翌年の元久二年十一月九日、資高は再び譲状をしたため「長男為俊」に只越郷を譲ったが、それは田畠所当の半分を取り分として与えるだけで、残り半分と雑公事とは従来どおり資高が取得するという条件がついていた。

かくして正嘉元年（一二五七）十二月七日、為俊の子覚俊は「亡父文治三年譲状」（＝文治三年四月十日菅原資高譲状）を得て相伝知行してきた只越郷領家職を子息静全に譲った[9]。系図上では為俊―覚俊は父子の関係だが、所領の相続をめぐる経緯は不明である。

静全は只越郷領家職の譲をうけて三十年ののちの、正応二年（一二八八）九月十日に経章という人物と連署するかたちで譲状をしたため、只越郷領家職を二分し、半分を「嫡男」経意（惣領）に、残り半分を「次男」盛祐（庶子）に譲与した。このとき、「代々手継正文」は経意に渡され、盛祐には「書案文」つまり案文が渡された[10]。経意・盛祐の父静全は二人の息子に只越郷領家職を折半して与え、所領をめぐる兄弟間の争いを未然に防ごうとしたものと察せられる。父静全の企図はまずは奏功し、経意が生きているうちは一族内でのトラブルは起きなかった。盛祐が暦応二年（一三三八）三月にしたためた申状は、その前後の様子を「経意存生程者、曾無確執、而経意死後、就清定濫妨云〻[11]」と

記している。

ちなみに、経意が没する十二年前の元応二年（一三二〇）、禅林寺僧の禅観という者が只越郷を掠め取るという事件が起こっている。この時には経意と盛祐とが一致協力して事に当たり、元応二年十二月二十九日には「惣領経意」にあてて、もとの如く知行を認める後宇多上皇院宣が出されて、経意・盛祐は只越郷奪還に成功している。[12] そこには経意生前期における両人の所領保全のための親密な協力関係がうかがえる。

かくして経意が没する。正慶元年（一三三二）四月のことであった。没日については同じ文書のなかで二十三日と二十七日の両方がある。惣領家と庶子家との所領争いの開始はこうした一門内の状況の変化を背景にしていた。

三　只越郷領家職をめぐる惣庶対立の発端と経過

惣領家と庶子家との間の融和的な関係を一変させたのは、亡き惣領経意の一男菅原清定（のち坊門大夫清定と改め、さらに在定と改名）がたちまち「父祖の遺誡」に背き、叔父にあたる盛祐を只越郷から追い出し、盛祐の住宅を焼き払うという正慶元年九月二十一日の事件であった。[13] 経意の死去からわずか五か月も経っていなかった。不意を突かれた格好の盛祐は、子息兵衛蔵人説光をもって只越郷相伝の子細を申し披き、やっとのことで静全（経意・盛祐両人の父）の譲与に任せて只越郷を知行すべしという内容の正慶二年（一三三三）後二月十六日後伏見上皇院宣を獲得する

ことができた。

ここで注意すべきは、正応二年（一二八八）九月十日経章・静全連署譲状案にみる領家職折半のとりきめは一切問題にされておらず、一円的な支配権をめぐる抗争に終始していることである。右の正慶二年後二月十六日後伏見上皇院宣を具書案として法廷に提出した盛祐はその文書の肩に「院宣　当郷一円拝領所見」と注記している。こうした在地における所領抗争が支配領域の拡大をめざした運動を震源としていることがわかる。

菅原清定の狼藉行為が父経意の没後たちまちに表面化した背景として、当時の特別な政治・社会的な事情を考慮しなければなるまい。正慶元年（一三三二）とは時の京都の光厳天皇朝廷が使用した年号であり、この年三月に隠岐に配流されたもう一人の天皇後醍醐が使用した年号では元弘二年に当たった。つまり、鎌倉幕府を倒そうとする後醍醐派勢力と逆に幕府の支持によって成立した光厳天皇派勢力とが対峙するという時代であり、いわば社会的集団的勢力の結集のための中核が分裂した状況にあったのである。こうした政治的状況は社会の規範力を弱体化させ、多くの人々に社会的に発言するチャンスを与えた。そうした幾多の権利関係の調整は訴訟という形で法廷に持ち込まれ、場合によっては武力衝突を引き起こすこともあった。こうした大小のトラブルはやがて南北朝争乱という全国的な動乱に収斂される。菅原清定と叔父盛祐との抗争も基本的にはそのような大きな流れの上に置いて考えてよいであろう。

「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」には以下の文書が収められている。(14)

将軍家一行
法勝寺領美濃国舟木庄只越郷領家弁法眼盛祐、今月十五日馳参御方候、向後無二心可致合戦之忠候、以此旨可有
御披露候、恐惶謹言、

元弘三年五月　日　　法眼盛祐状

進上　御奉行所

承了　在御判

この法眼盛祐着到状は、盛祐が「今月」すなわち元弘三年五月十五日に「御方」に馳参したこと、今後二心なく合戦を致すという決意を披露してもらうために「奉行所」に進めたものであるが、他の文書のなかに「元弘三年五月廿五日、盛祐依馳参御方、当将軍家被出証判畢」とあることによって(15)、着到そのものは五月十五日のことであったが、着到状証判は実際には五月二十五日に得られたことが知られる。文書の肩に書きつけられた「将軍家一行」や、先の「当将軍家被出証判畢」（副進文書目録では「将軍家証判状」）などの文言によっても、証判が足利尊氏のそれであったことは間違いない。とすれば、「御方」とは足利勢をさし、盛祐は足利尊氏のもとに着到し、尊氏の証判を得たということになる。

この時期の足利尊氏周辺の動静を調べると、元弘三年四月二十九日丹波篠村での旗揚げから、同年五月七日の六波羅探題攻撃・陥落、五月九日の近江番場での六波羅勢の壊滅を経て、尊氏は京都で強力な軍事的結集を試み、後醍醐

天皇が京都に帰還する以前に武士たちの提出する着到状に証判を加えるということを行っている。盛祐の五月十五日馳参は、五月二日に馳参した丹波の片山虎熊丸[16]や五月六日に馳参した丹後の丹治末清[17]、それに五月七日に馳参した長井貞頼[18]のように殊更早い時期のものではないが、六波羅探題滅亡後の馳参としてはさして遅いケースではない。盛祐はいち早く足利勢力に与することによって清定への対抗手段を講じようとしたものと看取される。盛祐がこの時に得た足利尊氏の証判を「当知行の支証」[19]つまり只越郷が盛祐の知行地であることを裏付ける証拠と見なしている点も、尊氏への接近が盛祐にとって一体何であったかを考える場合のヒントとなる。

しかるに、清定は意外な方法をとって盛祐に対抗してきた。暦応二年三月日盛祐申状案は以下のように述べる。[20]

> 爰清定為散彼宿意、成右大弁清忠并坊門三位清房卿之養子、捨菅原姓、令改名坊門大夫清定、以養兄坊門少将雅輔（西園大将、清房実子）之権、令濫妨当郷、

すなわち、清定は只越郷奪取の宿意を果たそうとして、時の右大弁坊門清忠・坊門清房の養子となって、菅原の本姓を捨て坊門大夫清定と改名、養兄坊門少将雅輔（清房実子）の権威をもって只越郷を濫妨してきた、と。清定が坊門氏の養子になってまで盛祐と抗争しようとした理由を知るためには、養父坊門清忠および坊門清房がいかなる人物であるかを調べなければならない。

坊門家は、藤原北家道隆流の庶家で、道隆の子孫信隆の子信清と隆清がそれぞれ一流を起こし、坊門を称した。坊門の名は、信隆が七条坊門小路ぞいに邸宅を構えていたことによる。特に信清の娘たちを媒介にした閨閥関係によって後鳥羽院政期に一門は院近臣として栄えたが、承久の乱にさいして信清の子忠信が京方の重要メンバーであったため処罰を受け、これを契機に一門は衰え始めた。(21)

（坊門家略系図）〈尊卑分脈などより、傍点筆者〉

- 道隆――（五代略）――信隆
  - 信清（坊門）― 忠信 ― 長信 ― 季信 ― 清房
    - 信春
    - 雅輔
    - （養子）清定 ― 輔清
  - 隆清（坊門）― 清親 ― 基輔 ― 俊輔 ― 清忠 ― 親忠

「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」に登場する坊門一族は、坊門清房およびその子孫、それに清忠であるが、系譜関係をみるとこのうち清房は右に述べた坊門信隆の二人の子息のうちの信清の流れを引き、他方の清忠は隆清の流れ

を引いている（新訂増補国史大系『尊卑分脈』第一篇、『系図纂要　第六冊』参照）。前者の清房およびその子孫については本件訴訟とのかかわりで後にみるが、後者の清忠といえば言わずと知れた後醍醐天皇の股肱の臣の一人である。清忠が吉野で死去したのは延元三年（暦応元　一三三八）三月二十一日であるが（『公卿補任』二）、そのころ吉野の後醍醐は清忠や吉田定房（同年一月二十三日没）を哀悼する歌を詠んでいる（『新葉和歌集』一三七〇号）。後醍醐の坊門清忠に対する信頼のあつさをよく示している。官位昇進の面で清忠と清房とを比較するとさほどの大差はないが、『尊卑分脈』によれば、元徳二年（一三三〇）の初見から暦応二年（一三三九）の終見までの九年間終始非参議・従三位にとどまった清房に比べ、嘉暦二年（一三二七）非参議・従三位でスタートしたものの暦応元年に没するまでに参議・従二位に登った清忠の経歴はやはり清房をしのぐといわねばなるまい。[22] むろん後醍醐の庇護によるところが大きかろう。『太平記』でも要所々々で坊門清忠が登場して一端の意見を具申するなど（例えば巻十四「新田・足利確執奏状事」、巻十六「正成下向兵庫事」）、後醍醐政権内部での存在感をうかがわせている。

さてここで当面の問題は、菅原清定がなぜ「右大弁清忠并坊門三位清房卿」の養子になったかである。暦応二年三月日法眼盛祐申状案にみる盛祐の主張によると、菅原清定が「彼の宿意を散ぜんがために」坊門家の養子となり坊門大夫清定と改名し、養兄坊門少将雅輔の権をもって只越郷を濫妨するようになったのは、元弘三年（一三三三）五月から建武二年（一三三五）十一月の間とみなされる。この間における坊門家（特に清忠）は後醍醐政権中枢にあって得意の絶頂にあった。なぜ坊門家を養子先に選んだかは不明であるが、只越郷の支配権をめぐって叔父盛祐と厳しく

対立した清定がその権威を借りるために坊門家を養子先に選んだとしても一向に不自然ではない。右の盛祐の申状には、清定の養子入りや改名のことに続けて以下のような記事がある。

建武二年十一月、清定為中山道大将東国発向之刻、又焼払盛祐住宅、奪取資財物畢、而盛祐老躰之間、進説光（盛祐子息）於御方致合戦（証判状分明也）、

建武二年十一月坊門清定が「中山道大将」[23]として東国に発向した時、また清定は盛祐の住宅を焼き払い、資財物を奪い取った。しかるに、このところ盛祐は老いぼれたので子息説光を進めて御方（足利方）として合戦の忠に励んでいる。盛祐はそのようなことを述べている。問題となるのは、建武二年十一月清定が中山道大将として東国に発向したのはどのような事情によったかであるが、当時の政治・軍事的な状況を勘案すると、やはり建武二年七月の中先代の乱を鎮定した足利尊氏が鎌倉にそのまま居座り、京都の後醍醐政権との対決を決意した事実との関連を無視するわけにはゆかない。関係史料を網羅する『大日本史料　第六編之二』によると、後醍醐が鎌倉の足利尊氏・直義に対して京都から追討兵を発遣したのは建武二年十一月十九日とされている。[24]これよりさきの足利氏と新田氏との抗争の段階で、建武二年十一月二日には足利直義は新田義貞を伐つと称して檄を諸国にとばし、将士を招集しているのである。[25]

こうして両者は戦端を開くことになるが、さきの清定の立場を考えると、建武二年十一月の清定東国発向は鎌倉の

足利勢を討つために招集・発遣された京都（後醍醐）軍の一角を構成するものであったろう。こうして美濃国船木荘只越郷の支配権をめぐる清定と盛祐の抗争は、一方の清定が後醍醐側に付き他方の盛祐が足利方に与することによって、やがて南北朝の争乱へと展開してゆく大きな社会変革の波にのみこまれることとなる。すでに早く「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」に着目した田沼睦氏は、「南北朝の内乱は諸階層に諸々の可能性を選択させる場でもあった」とし、そこにみる盛祐や清定たちの行動について「内乱にある明確な意図をもって主体的に参与していった」とみたが、この評価はまことに卓見と言ってよい。(36)

四　只越郷の建武三年

美濃国只越郷は、建武三年（一三三六）年に入るとまた新たな展開を迎える。その新たな展開は南北朝の争乱という時代状況に強く規定されたものである。建武三年正月には鎌倉から進軍してきた足利軍が入洛し、京都やその周辺で新田氏を主力とした後醍醐軍との間で激しい戦闘が繰り広げられ、兵火で富小路内裏は焼失、同年二月に足利軍は兵庫より西下し九州へ移動、後醍醐は同月末に建武年号を止め延元と改める。足利尊氏はこののち三月二日の筑前多々良浜の戦いの勝利を契機に九州において態勢を建て直し、一転して京都への進撃を開始する。尊氏は同年五月二十五日には摂津湊川で楠木正成を撃破し、六月十四日に入京、八月十五日には軍事的優勢のなかで光明天皇を擁立し、北

朝を誕生させた。すでに比叡山に難を避けていた後醍醐はやがて皇位の一本化交渉に応じて帰京するが、一時的な融和は破綻して十二月後醍醐は大和吉野に出奔、ここに南朝が成立して、「一天両帝」の南北朝時代が到来する。このように建武三年という年は、時代の展開方向を決定づける重大事件がたてつづけに起きた一年であった。

このような時代背景を踏まえて、只越郷の建武三年に注目しよう。世相を反映してか当然ながら、いくさ関係の記事が急増する。建武三年正月十六日には京都で足利軍と後醍醐軍（新田軍）との間で激しい合戦がなされた。関係史料は『大日本史料　第六編之四』に網羅されているが[27]、そこにあげられた「梅松論」の記事に、新田義貞が「白河の常住院の前、中御門河原口」の辺で奮戦した様子が描かれている[28]。この建武三年正月十六日の合戦に、清定の子輔清および養兄雅輔が新田軍に与する形で参戦したものとみられる。暦応二年三月日盛祐申状案には以下の記事がみられる[29]。

> 就中、雅輔（副進された「朝敵人系図」によると清房子息）并清定子息輔清（号雅輔養子）共以建武三年正月十六日、於常住院四足前討死、其頸被懸六条河原之条、公家・武家無其隠、雅輔子息坊門侍従国清、又為若州大将、去〻年（建武四）七月四日被生捕畢、

以下のような意味である。建武三年正月十六日に清房子息の雅輔と清定子息の輔清が常住院の四足（四足門のこと

か）前において討ち死にし、その頸は京都の処刑地として著名な六条河原に懸けられた。そのことは公武ともに明白である。また雅輔の子息で坊門侍従・若州大将と称される国清は、建武四年七月四日に生け捕られている。[30]

先にふれた「梅松論」の記事と考え合わせると、雅輔と輔清が討ち死にしたのは建武三年正月十六日の京都合戦においてであり、場所は「白河の常住院」四足門前であったことが知られる。両人の討ち死にとさらし首のことは「公家・武家無其隠」であるし、状況から考えると、両人は後醍醐軍（新田軍）として足利軍と戦い、討ち死にしたものと考えられる。建武三年から俄然本格化する後醍醐軍と足利軍との熾烈な戦闘のなかで、雅清・輔清・国清といった清定側の主要人物が一族紛争から脱落してゆくのである。

こうした長期的かつ広範囲な戦時状況のなかで、武力・軍事力を有する美濃守護の力が只越郷という在地社会に及び始める。南北朝時代の美濃守護としては、まず建武三年（一三三六）八月より土岐頼貞（法名存孝）が登場する（典拠は当該記事）。頼貞はこれより暦応二年（一三三九）二月二十二日の死没まで在任するが、就任時点がいつかは明瞭でない。その美濃守護土岐頼貞の代官、すなわち美濃守護代の道忍は建武三年八月二十日に書状をしたためる。以下に示すのはその美濃守護代道忍書状案である。[31]

美濃守護存考（孝）代道忍状　当知行所見

御敵少別符新左衛門尉并坊門大夫等、於只越地頭方可構城塁（郭）之旨、其聞候、御分為只越領家、御在郷上者、さ様時者、忩〻可被注申候、不然者、賜御状可申入京都候也、恐〻謹言、

八月廿日（建武二年）　　道忍判

只越左衛門蔵人殿

この文書には年号がなくまず年次を推測しなければならないが、さきの暦応二年三月日盛祐申状に「同（建武）三年六月以来当知行之条、守護代道忍状明白也（当知行支証）、依之同四年二月十八日、…」とみえ、また副進文書目録に「一通　守護人存孝代道忍書状（建武三年八月　日同前）」とあるところから、本書状の年次が建武三年であることはまず間違いない。また宛名の「只越左衛門蔵人」とは文中の「御分為只越領家、御在郷」を踏まえると、只越郷に居住する領家たる説光（盛祐子息）と見なせるであろう。だとすれば、本書状によって知られることは、建武三年八月二十日、美濃守護土岐頼貞の代官道忍が只越郷に居住する領家説光に書状を送り、説光の敵である少別符新左衛門尉および坊門大夫（清定）たちが只越地頭方に城郭を構えるとの聞こえがある。貴殿（説光）は只越領家として在郷しているのだから（情報を得やすかろう）、そのような場合は、私（道忍）に急いで報告して下さいと要請していることである。末尾あたりの「不然者、賜御状可申入京都候也」という部分の解釈が問題であるが、構文のうえから「不然者」は「さ様候者」に対応する語であるから、もし清定たちが城郭を構えるという動きを見せないならばと解され、その場合は、私（道忍）は「御状」すなわち説光の状を頂戴してそのことを「京都」に報告します、と伝えたものとみられる。ここにいう「京都」とは、美濃守護代道忍の主である在京の守護土岐頼貞を直接的には指すであろうが、間接的には守護

の背後をなす幕府や朝廷の要路をも包み込んだ言い方であろう。盛祐が、この建武三年八月二十日美濃守護代道忍書状を「当知行支証」とみなしている点は盛祐の武家依存の姿勢をうかがう上で注意してよい。

五　只越郷をめぐる訴訟の新段階

只越郷をめぐる訴訟は、さきの「同（建武）三年六月以来当知行之条、守護代道忍状明白也」という盛祐の言葉のように、盛祐側有利のうちに進行し、建武四年二月十八日には盛祐子息説光は、権中納言日野資明を奉行として光厳上皇から只越郷の知行を安堵する「安堵院宣」を獲得した。具書として提出された以下のような院宣である。前年の建武三年十二月、後醍醐天皇は京都内裏をのがれ大和の吉野に拠点を構えていた。世はすでに名実ともなる南北朝並立の時代に突入していたのである。

安堵　院宣
法勝寺領美濃国船木荘内只越郷知行不可有相違者、院宣如此、悉之、以状、

建武四年二月十八日　　権中納言（日野資明）在判

兵衛蔵人（説光）殿

こうして盛祐・説光の勝訴が確定したかにみえた。しかし、清定はここで破天荒な方法でもって盛祐・説光に戦いを挑んできた。押され気味の清定にとっては起死回生の大勝負だったに相違ない。その清房の破天荒な方法とは、盛祐の言葉を借りると以下のようなものであった。(32)

同（建武四年）七月三日号菅原氏幸増女代、定家申子細云〻、就之、同十三日盛祐雑掌「彼定家者、清定年来家人也、於幸増者、清定所変無躰作名仁也、下賜訴状可捧巨細陳状之由、」再三言上之処、不及下賜謀訴状、同八月十八日被下　勅裁於作名幸増云〻、（「　」内は盛祐雑掌の言葉）

つまり、建武四年七月三日に清定は「菅原幸増女」という架空の人物を作名し、清定の年来の家人である定家という者を「菅原幸増女」の代理として提訴した。盛祐は幸増の訴状を自分に下してくれれば大いに反駁しようと再三言上したけれども、幸増の「謀訴状」を下されることなく（盛祐に反駁の機会を与えないままに）、建武四年八月十八日には「作名」幸増勝訴の勅裁（光厳上皇院宣）が下された。この幸増に下された院宣は、盛祐の訴状のなかに引かれている。以下のような内容である。(33)

抑建武四年八月十八日幸増如所賜　院宣者、「只越郷事、説光捧正慶　院宣、当知行之由、雖諍申之、元応　勅

裁以後、経意余流領掌之由、寺家注進上、元弘三年以来寺用請取分明之間、被下説光　院宣被召返畢、此上知行不可有相違之由、可被伝仰菅原氏女之旨、　院御気色候也、坊門三位殿云々」、（「　」内は院宣の本文部分）

この光厳上皇院宣は、「元応勅裁」以降、只越郷は「経意余流」が領掌してきたと本家の法勝寺が注進しているし、元弘三年以来の寺用請取も分明であるから、説光に下した建武四年二月十八日院宣を召し返し、経意余流である幸増女の知行を認めるということを「坊門三位」に伝えさせたものである。「坊門三位」とは坊門清房と考えられる。坊門清房は清定の養父である。

ここで確認しておくべきは「元応勅裁」（後宇多上皇院宣）の内容である。「元応勅裁」の内容を盛祐言上状から抜き出してみよう。(34)

同年（元応二）十二月廿九日為左中弁藤房朝臣（万里小路）奉行、当郷如元可知行之由、宛惣領経意、下賜院宣畢、

この院宣は、只越郷の知行を「惣領経意」に宛てて安堵したもので、庶子盛祐の権益については何の記載もない。清定が「菅原幸増女」を作名したのはまさにこの点を突いたもので、経意余流としての幸増を作名し、この「元応勅裁」を法的根拠として只越郷を奪取しようと計ったに相違ない。清定の目論見はみごとに成功したのである。

こういうとき、また新たな事態が展開しようとしていた。奥州鎮撫のために陸奥に下っていた鎮守府大将軍北畠顕家（親房の子息）が救援のために奥州勢（盛祐の申状には「奥勢」と表現）を率いて二度目の上洛を決行、建武五年（暦応元　一三三八）の春、美濃を通過するという出来事が起こった。[35] 清定のこの出来事に対する対応の仕方とその後のいきさつについて、盛祐は暦応二年三月に提出した申状の事実書きのなかで以下のように述べている。[36]

去年（暦応元）二月奥勢上洛之時、清定自当郷加彼勢、落自吉野、又令隠居郷内之間、同八月日被召捕之、被籠舎之時、清房父子同被召捕畢、

さらに同じ申状の事書の部分には、同件についてのもう少し詳しい記事が認められる。右記の記事を補うために、その部分を以下に抜き出してみる。[37]

去〻年（建武四）八月十八日、氏女（菅原幸増女）雖預　勅裁、於郷務者、清定致在庄管領間、去年（建武五・暦応元）春顕家（北畠）卿率奥勢上洛時、件清定自当郷馳加彼勢、就致合戦、同八月塩屋五郎・同卿房・業田卿注記等、於当郷、召捕清定并坊門三位清房父子間、土岐伯耆入道存孝（頼貞）今者死去於当郷者宛賜捕手三人畢、彼等至今所令知行也、

同じことは暦応二年八月日盛祐重申状に「清定致郷務之間、守護人召捕之、召預当郷於軍□(勢カ)畢」と述べられるが[38]、それらの記事を総合すれば、新しい事態の展開は以下のように整理されよう。建武四年八月の勝訴以来、只越郷を知行していた清定は（史料には「然間清定令知行当郷」とあり）、翌建武五年（暦応元）春北畠顕家が奥州軍を率いて上洛したとき、南朝との関係強化を企図して美濃国只越郷から顕家軍に馳参し、南朝軍として転戦しつつ吉野に到った。しかし清定はやがて吉野より落ちて当郷に戻り郷内に隠居していたところを、父清房とともに美濃守護土岐頼貞配下の国人によって捕縛された。土岐頼貞は朝敵人領として当郷を没収し、三人の捕手（塩屋五郎・同卿房・業田卿注記）に預け置き、只越郷はいまに彼らが知行している。美濃守護による只越郷没収と捕手への預け置き行為は、戦乱の真最中の当時、守護クラスの軍事指揮者がふつうに採用した軍勢への勲功賞の一であって、兵粮料所としての預け置きであった。軍事面で守護勢力を頼みの綱とする室町幕府はそうした守護たちの違法行為を黙認せざるを得なかったのであるが、室町幕府が発した追加法にみられるように、寺社本所勢力の要請によって幕府は度々それら没収領をもとの持ち主へ返付せよと命じている[39]。けれども、幕府の一片の法令でもってかかる時代的な趨勢を阻止するのは至難であったろう。

盛祐にとって訴訟の目的は、この没収領の回復にあった。しかし、武家権力によって没収され軍士に兵粮料所として預け置かれた所領を奪還するには、公武双方にわたる面倒な交渉・調整が必要であろうし、盛祐の前途には幾多の困難が待ち受けていたに相違ない。

六　おわりに

こうした状況のなかで、盛祐は没収された只越郷回復のための訴訟に着手する。訴訟の相手つまり論人に名指しされたのは、清定の養兄弟の一人「坊門侍従」信春であった。建武四年八月清定が勝訴したときに受けた光厳上皇院宣の宛所となった「坊門三位」清房の子息である。信春はこれまでの訴訟文書にその名を現さなかった人物であるが、清房・清定父子が召し捕られた以上、当事者としての責任能力を有する関係者としては、養兄弟の信春以外にいなかったものと考えられる。

暦応二年三月、盛祐はさっそく信春を相手どって異議を申し立て只越郷の返付を北朝の法廷に提訴する（暦応二年三月日盛祐申状案）。この申状にみられる盛祐の反論は多岐にわたるが、なかでも注目されるのは、清定勝訴のもとになった「寺用請取」（本家法勝寺の寺用請取書）が信用に足りない理由の一つにあげられた建武三年分年貢の納入事情についての申し立てである。盛祐は以下のように述べる。

自建武三年者盛祐当知行之条、守護人書状分明也、但於彼年〻貢者就　院宣出武家之間、不及進納、

つまり建武三年には只越郷は盛祐の知行のもとにあったが、この年の年貢（本来ならば本家法勝寺に納入すべきも

の）は「院宣」に就いて「武家」（もう一か所の所見「武家召捕之」と同様に、この場合の「武家」は直接的には守護土岐氏をさそう）に出したので寺家には進納していない、という。そのことを踏まえて、盛祐は「元弘三年以来寺用請取分明」（建武四年八月十八日光厳上皇院宣のなかの文言）という法廷の認定が誤りであることを主張するが、「院宣」に就いて年貢を守護に出したという盛祐の言葉は興味ふかい。動乱のなかにあって守護がどのようにしていくさを継続するための戦費を調達していたかを考える手掛かりとなるからである。幕府は光厳上皇の院宣を法的根拠にして（北朝の許可を得て）、在地領主から年貢を守護に進納させる戦費調達のシステムをもっていた。

この訴状をうけて同年六月九日に信春に下された光厳上皇の「問状院宣」（〈暦応二年〉六月九日光厳上皇院宣）に対して、信春は「此事曾不存知」と言い訳をし（〈暦応二年〉六月十五日坊門信春書状案）、二か月経っても陳状を出さなかった。そこで盛祐は再び京都北朝の法廷に申状を提出し、北朝の法廷に「自当御奉行、被下重院宣於坊門侍従信春朝臣、被召出請文、任相伝道理、預安堵　勅裁、全知行当郷間事」（暦応二年八月日盛祐重申状）を訴えた。この二度目の盛祐の申状に対して、論人坊門信春がどのように対応したかは史料が欠けていて不明という他はないが、一旦朝敵人所領として没収され勲功の武士に恩給された只越郷の返還を実現することは至難であったに相違あるまい。おそらく盛祐の思惑とは程遠い結果に終わった可能性は高い。十四世紀長期間にわたって全国津津浦浦に波及した南北朝の争乱は実にさまざまな原因と側面とを有している。それらを総合的に分析することによって南北朝動乱が起きた理由を解明することが可能となるが、本稿でみた美濃国只越郷をめぐる訴訟問題の展開過程から知られたように、

所領の支配権をめぐる惣庶の争いが南北朝争乱の一要因であったことは明らかで、こうした訴訟問題は社会の広い範囲に敵味方に分かれての抗争を生起させる土壌を醸成したものと考えられる。

注

（1）宮内庁書陵部刊『和漢図書分類目録』下（昭和二十八年三月）一〇一七頁。函号は五一二―一一三。

（2）本史料は全七紙からなる継紙であるが、六か所の紙継目裏には花押が据えられている。しかし冒頭の第一紙の端裏には継目裏花押など認められず、それが継紙全体の先頭に置かれた申状（正確には重申状）正本であったことがわかる。第二紙以下の文書案は、第一紙に貼り継がれた具書案だったのである。第一紙の端裏には墨痕があり、何らかの端裏書が存在したらしいが、それがどういう字句であったかは摩滅のため読みとれない。

（3）『岐阜県史　史料編　古代中世四』（昭和四十八年三月　岐阜県）は「壬生文書」として全二十五点の文書を掲載する（同書八八〜一〇五頁）。このうち第一号「寛和三年正月廿四日太政官符案」（この文書は只越郷をめぐる本訴訟と内容的に関係がない）および第十八号以降の八点を除く十六点の文書が「法勝寺美濃国船木荘訴訟文書」におさまるすべてである。『岐阜県史』の翻刻は文書名の付け方（光明上皇院宣とするのは正しくは光厳上皇院宣）、年次表記の誤植（「経章・静全連署領家職譲状」へ【史

料】五号〉の日付「正慶二年九月十日」は正しくは「正応二年九月十日」)、人名比定(「光明上皇院宣」〈【史料】十五号〉の宛所「坊門侍従」は国清ではなく信春)などほんのいくつかの瑕瑾を除けばほぼ完璧に近いものであり、利用価値は高い。なお、注(4)にあげる田沼睦論稿にも若干の文書が翻刻紹介されているし、また全十六点の文書のうち文治三年四月十日菅原資高譲状(【史料】十号)は『鎌倉遺文』第一巻二二六号、元久元年三月十日美濃国船木荘只越郷文書紛失状(【史料】十一号)は『鎌倉遺文』第三巻一四四〇号、元久二年十一月九日菅原資高譲状(【史料】五号)は『鎌倉遺文』第三巻一五八七号としてそれぞれ活字化されている。

(4) 早くに、田沼睦「南北朝動乱期の一訴状」(「月刊歴史(中世)」第34号　昭和四十六年七月)がある。拙著『南北朝期　公武関係史の研究』(昭和五十九年六月　文献出版)一六四〜一六八頁では、訴訟制度の面から少しふれたところがある。現時点で比較的まとまった文章としては、日本歴史地名大系二二『岐阜県の地名』(昭和六十四年七月　平凡社)に立項された「船木荘」の解説文が挙げられる。講座日本荘園史5『東北・関東・東海地方の荘園』(平成二年五月　吉川弘文館)は「船木荘」の解説を収める。しかしいずれにしても、「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」はもっと活用することのできる文書群である。

(5) 新訂増補国史大系『尊卑分脈　第四篇』(吉川弘文館)六九頁。

(6)「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」のうちの文治三年四月十日菅原資高譲状案(【史料】十号)。なお本文中の「長男小童丸」に『岐阜県史』が「覚俊」という校訂者注を付しているが、同文書中の「美濃国船木荘開発相承系図」(【史料】三号)によると覚俊は資高の孫として登載されており疑問が残る。しかし元久二年十一月九日菅原資高譲状案(【史料】十二号)によると只

越郷は「長男為俊」に譲与されている（資高―為俊は親子関係）。また正嘉元年十二月七日覚俊譲状案（【史料】十三号）によると只越郷領家職が「静全」に譲られている。覚俊と静全は親子の関係にある。問題となるのは、この譲状のなかに「覚俊（童名小童丸）」とみえる点である。つまり覚俊＝小童丸とあるわけで、右の『岐阜県史』の校訂者注はこれに基づいて付されたのであろう。さらに同譲状には「得亡父文治三年譲状」とみえ、覚俊の譲状であるからここの「亡父」とは「相承系図」によれば為俊でなくてはならない。しかし「文治三年譲状」とは先にみた「文治三年四月十日菅原資高譲状」（【史料】十号）であることは動かない。そうすると「亡父」とは資高でなくてはならない。これらを総合して考えると、資高の長男は為俊であるが、文治三年段階では、何らかの理由で系図上では孫の覚俊を長男として遇していたとみざるを得ない。

（7）『岐阜県史　通史編　中世』（岐阜県　昭和四十四年三月）五五九頁。須磨千穎氏の執筆。

（8）元久元年三月十日船木荘只越郷文書紛失状案（【史料】十一号）。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九六頁。

（9）正嘉元年十二月七日覚俊譲状案（【史料】十三号）。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九七頁。

（10）正応二年九月十日経章・静全連署譲状案（【史料】五号）。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九四頁。

（11）暦応元年三月日法眼盛祐申状案（【史料】二号）。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九二頁。

（12）同右。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九一頁。

（13）同右。

（14）『岐阜県史　史料編　古代中世四』九四頁は「法眼盛祐軍忠状案」とするが、内容からみて着到状とみるべきであろう。『岐阜

県史　史料編　古代中世四』九四〜九五頁。

（15）暦応元年三月日法眼盛祐申状案（【史料】二号）。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九一頁。

（16）元弘三年五月二日片山虎熊丸着到状（「片山文書」、上島有『足利尊氏文書の総合的研究　写真編』〈国書刊行会　平成十三年二月〉二〇頁）。なおこの文書は、足利尊氏の証判のある着到状の「嚆矢をなすものとして注目すべきもの」とされている（上島有「室町幕府文書」『日本古文書学講座　四』〈雄山閣出版　昭和五十五年四月〉四四頁）。

（17）元弘三年五月六日丹治末清着到状（「百鳥講文書」、（『丹後郷土資料館報』3　昭和五十七年三月）。

（18）元弘三年五月九日長井貞頼着到状（「毛利家文書」、『大日本古文書　毛利家文書』四　三七五頁）。

（19）【史料】二号。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九一頁。

（20）同右。

（21）『国史大辞典』（吉川弘文館）12所収の「坊門家」の項。

（22）坊門清忠と同清房の官歴は、新訂増補国史大系『公卿補任　第二編』によってつぶさに知られる。ただし清房については、暦応二年（延元四）に「非参議・従三位」と見えるのを最後に所見がない。

（23）宮内庁書陵部所蔵原本の写真によると、「中山道大将」の「大」字が現在やや不明瞭であり、前掲の田沼睦「南北朝内乱期の一訴状」では「中山道□将」と翻刻されている。他方『岐阜県史　史料編　古代中世四』では「中山大道将」（同書九一頁）と文字の顛倒が認められる。清定を「中山道大将」とみなすのにやや躊躇されるが、坊門家の養子としてであれば清定の役柄とし

て、さしたる不釣り合いとはいえない。それよりもこの「中山道」の所見は中世の中山道研究にとって貴重である。ちなみに『太平記　巻六』の「関東大勢上洛の事」の段にも「中山道」が登場する。

(24)『大日本史料　第六編之二』七〇五～七一三頁。

(25)『大日本史料　第六編之二』六八四～六八八頁。

(26) 前掲田沼睦「南北朝内乱期の一訴状」。ただし、彼らを「内乱を真に押し進めた主導的勢力とは言えない」と断言する点についてはやや問題があろう。

(27)『大日本史料　第六編之四』一〇〇四～一〇一五頁。

(28) 同右一〇〇四頁。新撰日本古典文庫『梅松論・源威集』（現代思潮社　昭和五十年八月）では八八頁。

(29)【史料】二号。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九三頁。

(30) 副進された「朝敵人系図」（【史料】四号）によると、「美作左近将監貞藤」が生け捕り、預かり人は「東入道」であるとの記載がある。国清は当時囚われの身だったのである。

(31)【史料】八号。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九五頁。

(32)【史料】二号。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九一頁。

(33) 同右。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九二頁。

(34) 同右。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九一頁。

(35) この度の、二回目の奥州北畠軍の上洛の模様については『太平記　第十九巻』や「保暦間記」（『群書類従』第二十六輯）などに関係記事がある。以下に『太平記』に見える記事をあげる。

国司顕家（北畠）卿正月八日（延元三・暦応元　一三三八）鎌倉ヲ立テ、夜ヲ日ニ継テ上洛シ給ヘハ、其勢都合五十万騎、前後五日路、左右四五里ヲ押テ通ルニ、元来無道不造（善）ノ夷共ナレハ、路次ノ民屋ヲ追補（捕）シ、神社仏閣ヲコホチタリ、惣而此勢ノ打過ケル跡塵ヲ払テ、海道二三里カ間ニハ家ノ一宇モ不残、草木ノ一本モナカリケリ、カクテ前陣既ニ尾張ノ熱田ニ着キケレハ、摂津大宮司入道源雄、五百余騎ニテ馳付ク、同日美濃国ノ根尾鳥籠山ヨリ堀口美濃守貞満、千余騎ニテ馳加ル、今ハ自是西京マテノ道ニハ、誰有共、此勢ヲ聊モ支ヘントスル物有カタシトソ見ヘタリケル、（『西源院本　太平記』五七四頁）

右の記事によると、北畠顕家軍の前陣が尾張の熱田に到着したとき、摂津大宮司入道源雄が五百余騎で、また堀口美濃守貞満が千余騎で顕家軍に馳せ加わったとあるが、本稿で述べる清定も、彼らと同じように、相当の軍勢でもって顕家の軍に馳せ加わったのであろう。

(36)【史料】二号。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九一～九二頁。

(37) 同右。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九〇頁。

(38)【史料】一号。『岐阜県史　史料編　古代中世四』九〇頁。

(39) 例えば、建武四年十月七日に幕府評定で成立した「一　寺社国衙領并領家職事」と題する一条には「動乱之間、諸国大将守護人、就便宜預置軍勢云々、於今者、可沙汰居雑掌之旨、被定下之処、不遵行之由有其訴、甚招罪過歟、（下略）」という文言がみ

られる（『中世法制史料集　第二巻　室町幕府法』〈岩波書店　第三刷　昭和四十四年九月〉一一頁）。桑山浩然「南北朝期における半済」（『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館　平成十八年五月）参照。

〔追記〕史料の閲覧・翻刻の許可を頂いた宮内庁書陵部に謝意を表したい。

【史料】「法勝寺領美濃国船木荘訴訟文書」（函号512―113）

（一、法眼盛祐重申状）

法勝寺領美濃国□（只越郷カ）領家法眼盛祐重言上、

「□（端裏書）」

欲早先奉行右中弁親□（平）（名）朝□（臣）重服上者、自当御奉行被下重院宣於坊門侍従信春朝臣、被召出請文、任相伝道理、預安堵　勅裁全知行当郷間事、

副進

一巻　先進訴状并具書等案

五通　相伝証文案

一通　院宣案（暦応二年六月九日被尋下信春朝臣事）

右当郷者、盛祐相伝知行之子細載本解状、先度具言上畢、爰坊門三位清房卿令造意、　朝敵人清定(清房養子)構出無躰作名菅原氏幸増女、雖掠賜　院宣、清定致郷務之間、守護人召捕之、召預当郷於軍□(勢カ)畢、依之去三月四日盛祐庭中之処、可令越訴言上之由御沙汰之間、同九日越訴之処、如上卿日野中納言(資明)家御返答者、非庭中不可有越訴、書顕本理非之次第、可付行事弁云云、仍同十一日雖付申本解状於頭卿(蔵人頭・宮内卿中御門)為治朝臣、不及御披露、被与奪親名朝臣、去六月九日雖被下問状　院宣於信春朝臣、不及陳状経両月之処、親名朝臣重服之上者、自当御奉行重被尋下之、任相伝之道理、盛祐預安堵　勅裁、為全知行重言上如件、

暦応二年八月　日

（紙継目裏花押）

（二、法眼盛祐申状案）

法勝寺領美濃国船木庄内只越郷領家法眼盛祐謹言上、

欲早為　朝敵人坊門大夫清定(本名在定)無躰作名菅原氏女立面、或備清定所帯法勝寺役請取等於氏女当知行所見、或以寺家公文所非拠請文、為坊城中納言家御奉行去〻年八月十八日氏女雖預　勅裁、於郷務者清定致在庄管領間、去年春顕家(北畠)(暦応元)卿率奥勢上洛時、件清定自当郷馳加彼勢、就致合戦、同八月塩屋五郎・同卿房・業田卿注記等於当郷召捕清定并坊門三位清房父子間、土岐伯耆入道存考(頼貞)(孝)(今者死去)於当郷者宛賜捕手三人畢、彼等至今所令知行也、凡氏女者清定所変由、盛祐再三雖歎申、終以不被聞食入、果而及此沙汰上者、早任正慶・建武　勅裁、如元可全知行由預御裁断、弥専忠貞当郷領家職事、

副進

二通　系図并譲状

二通　院宣(正慶二年後二月十六日盛祐子息説光一円賜之、建武四年二月十八日同預安堵　勅裁、)

一通　将軍家証判状（元弘三年五月廿五日　盛祐当知行之支証）

一通　守護人存考代（孝）道忍書状（建武三年八月　日　同前）

右当郷者、自本主肥後守基実至亡父静全律師七代相伝、依無相違、正応二年九月十日静全譲与郷内半分惣領職於嫡男経意、譲賜残半分庶子分於次男盛祐状倩、若於妨此旨輩者可付知行於一方、其上可申行不孝罪科云〻、仍経意・盛祐任亡父行事令知行之処、元応二年禅林寺僧禅観掠賜当郷之間、経意・盛祐申披所存、同年十二月廿九日為左中弁（万里小路）藤房朝臣奉行、当郷如元可知行之由宛惣領経意下賜院宣畢、而正慶元年四月廿三日経意他界之後、同九月廿一日経意一男宮内大夫在定（坊門大夫清定改名）忽背父祖遺誡追出盛祐、焼払住宅之間、以盛祐子息兵衛蔵人説光就申披相伝子細、同二年後二月十六日任静全譲可知行之由下賜　院宣当知行之間、元弘三年五月廿五日盛祐依馳参御方、当将軍家被出証判畢（当知行支証）、爰清定為散彼宿意、成右大弁清忠并坊門三位清房卿之養子、捨菅原姓令改名坊門大夫清定、以養兄坊門少将雅輔（西岡大将清房実子）之権、令濫妨当郷、建武二年十一月清定為中山道大将東国発向之刻、又焼払盛祐住宅奪取資財物畢、而盛祐老躰之間、進説光於御方致合戦（証判状分明也）、同三年六月以来当知行之条、守護代道忍状明白也（当知行支証）、依之同四年二月十八日為日野中納言（資明）家御奉行下賜安堵　院宣、弥全知行之処、同七月三日号菅原氏女（幸増）代、定家申子細〻、就之同十三日盛祐雑掌彼定家者清定年来家人也、於幸増者清定所変無躰作名仁也、下賜訴状可捧巨細陳状之由再三言上之処、不及下賜謀訴状、同八月十八日被下　勅裁於作名幸増云〻、然間清定令知行当郷、去年二月奥勢上洛之時、清定自当郷加彼勢、落自吉野、又令隠居郷内之間、同八月日被召捕之、被籠舎之時、清房父子同被召捕畢、幸増者清定所変既露顕畢、爰説光重病之間、本人盛祐所令言上之也、抑建武四年八月十八日幸増如所賜　院宣者、只越郷事説光捧正慶　院宣当知行之由雖諍申之、元応　勅裁以後経意余流領掌之由、寺家注進上、元弘三年以来寺用請取分明之間、被下説光　院宣被召返畢、此上知行不可有相違之由可被伝仰菅原氏女之旨、　院御気色候也、坊門三位殿云〻、此条悉御沙汰参差

也、其故者清定者清房卿養子之間、清定所変之氏女加就進拳状、被仰清房卿所見也、爭可被下　勅裁於眼前之御敵哉、次元応　勅裁者、如先段言上、経意・盛祐兄弟合躰之時就□(他カ)人相論申披之、惣領経意返賜当郷　院宣也、不足氏女相伝指南、

（継目裏花押）

弥盛祐潤色也、次経意余流領掌之由事、経意他界者正慶元年四月廿三日也、経意存生程者曾無確執、而経意死後就清定濫妨、同二年二(後ニカ)月盛祐代説光預一円　勅裁之条、厳重上者、何以寺家胸臆注進可被弃捐之哉、就中船木庄者十四・十六・十九・本田・只越・別符以上六郷也、彼領主等事、先立御尋之処、於只越郷者不知領主之由乍捧寺家注進又経意余流知行之由令注進之条、一事両様眼前也、次元弘三年以来寺用請取事、是又於寺用等者全不直進之、下司公文令運送之取請取者也、其上元弘三・建武元二者清定濫妨之由盛祐自元言上畢、自建武三年者盛祐当知行之条、守護人書状分明也、但於彼年〻貢者就　院宣出武家之間、不及進納、爭以彼非分知行之請取、忝可被対揚一円　勅裁哉、

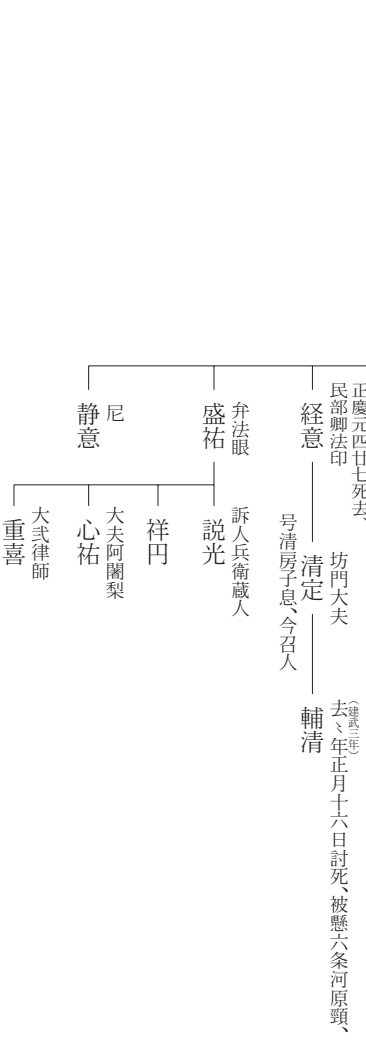
以前條〻若斯、所詮於盛祐者任亡父静全行事之処、依清定悪行、正慶二年仁(ママ)下賜一円　勅裁之訖、清定雖募武威、成　朝敵畢、仍盛祐代説光任正慶　勅裁、令知行当郷、同四年二月十八日賜安堵　院宣之条、更不背理致者哉、至氏女者清定所変無躰作名分明之上、云所持文書云召仕家人、皆以清定所持物也、清定　朝敵之段、武家召捕之、令収公当郷上者、任正慶・建武　勅裁、盛祐可返賜当郷之条、無子細者哉、就中雅輔(号雅輔養子)并清定子息輔清共以建武三年正月十六日於常住院四足前討死、其頸被懸六条河原之条、公家・武家無其隠、雅輔子息坊門侍従国清又為若州大将去〻年七月四日被生捕畢、清定又加奥勢、令隠居当郷、同時被召捕被収公当郷上者、云子息孫子云養子養孫、皆以眼前　朝敵也、而不恐自科、清房卿造出養子清定所変幸増進拳状、果被召捕顕重科早、然早於当郷者任代〻相伝道理、就正慶・建武後日　勅裁、如元盛祐返賜之、全知行為専寺用言上如件、

暦応二年三月　日

（紙継目裏花押）

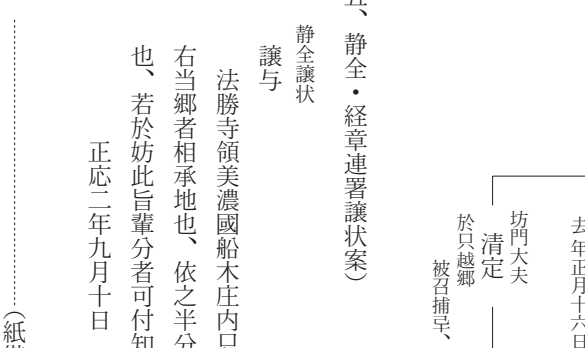
（三、船木荘開発相承系図）

美濃国船木庄開発相承系図



（四、朝敵人系図）

朝敵人系図



（五、静全・経章連署譲状案）

静全譲状

譲与

法勝寺領美濃國船木庄内只越郷領家職事、

右当郷者相承地也、依之半分者譲与経意、半分者譲与盛祐早、代〻手継正文者雖付渡経意、書案文所渡盛祐也、若於妨此旨輩分者可付知行於一方、其上可申行不孝罪科、仍譲状如件、

正応二年九月十日　　経章判

静全判

（紙継目裏花押）

（六、後伏見上皇院宣案）

院宣　当郷一円拝領所見

美濃国船木庄内只越郷領主(ママ)職事、任静全并盛祐譲、知行不可有相違者、　院宣如此、仍執達如件、

正慶二年後二月十六日　勘解由次官在判

兵衛大夫(説光)殿

（七、盛祐着到状案）

将軍家一行

法勝寺領美濃国舟木庄只越郷領家弁法眼盛祐今月十五日馳参御方候、向後無二心可致合戦之忠候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年五月　日　法眼盛祐状

進上　御奉行所

承了　在御判(足利尊氏カ)

（八、美濃守護土岐頼貞〈法名存孝〉代道忍書状案）

美濃守護存考(孝)代道忍状　当知行所見

御敵少別符新左衛門尉并坊門大夫等、於只越地頭方可構城塁(郭)之旨其聞候、御分為只越領家御在郷上者、さ様時者忩〻可被注申候、不然者、賜御状可申入京都候也、恐〻謹言、

八月廿日(建武二年)　道忍判

只越左衛門蔵人殿

（九、光厳上皇院宣案）

安堵　院宣

法勝寺領美濃国船木庄内只越郷知行不可有相違者、
院宣如此、悉之以状、

建武四年二月十八日　権中納言（日野資明）在判

兵衛蔵人（説光）殿

（十、菅原資高譲状案）

資高譲状

処分　私領一所事、

在美濃国法勝寺御領船木庄内東方只越郷

四至在本券

右件領者代〻相伝地也、而所労数日存命不定之間、相副代〻手次文書（継）等、所譲与長男小童丸（覚俊）也、若非道事出来時者、擎次第譲状等、訴申寺家、

（紙継目裏花押）

可触申一家人〻也、仍後日沙汰処分如件、

文治三年四月十日　菅原朝臣（資高）在判

（十一、美濃国船木荘文書紛失状案）

紛失状案

法勝寺御領美濃国船木庄領寺寺能申（主等解ヵ）

請寺家政所裁事、

請殊蒙　恩恤、准傍例賜政所御下文、

備向後証文、当庄内東方只越郷文書紛失状、

右謹検案内、当庄者故肥後入道寂法先祖相伝之私領也、而去嘉暦(応)年中寄進当寺、割分一庄附属七人子族之内、彼只越郷者女子高階氏之分也、高階氏譲長女藤原信子、〻〻譲嫡男菅原資高、多年領掌敢無他妨、然間去三日武者小路室町居処焼失之時、文書并寺家代〻返抄等紛失已早、若焼失欤、将又人之盗取欤、向後若有取出件文書之輩者、処盗犯可被行罪科、且召彼文書可被返附于資高子孫伝領之者也、仍為備後代之証文、諸郷領主一同拳申、是則領家雖各別、御庄已一所之故也、且任傍例、賜本寺政所御下文、欲令備彼御公験、仍勒在状以解、

元久元年三月十日

西方

十四条郷平氏在判

十六条郷比丘尼在判

十九条阿闍梨大法師在判

東方

本田郷藤原氏在判

只越郷散位従五位下菅原朝臣在判
別符郷阿闍梨大法師当山不知居所

（十二、菅原資高譲状案）

為俊譲状

譲与　私領壹処事、

在美濃国法勝寺御領船木庄内只越郷、四至見七郷惣処分案文、

右件領者累代相伝之地也、得悲母之譲領掌年久、西本寺常行堂中門廊造営事被宛早、用途雖不幾為相営私居所譲与於長男為俊、但存命之間、可分取田畠之所出半分、又自余雑事可進退之由約諾早、

（紙継目裏花押）

抑於本券者、去元久元年火事時引失了、仍触申寺家并諸郷之領主所立紛失状也、為後代亀鏡副彼状、譲与状如件、

元久二年十一月九日　散位菅原（資高）在判

（十三、覚俊譲状案）

覚俊譲状案

譲与　法勝寺領美濃国船木庄内只越郷領家職事、

右郷者覚俊童名小童丸得亡父文治三年譲状、領掌無相違、仍相具次第文書、永代譲状与静全早、方〻沙汰皆所得理也、於今者、無人于妨敢所務心安也、能〻可有管領、仍譲状如件、

正嘉元年十二月七日　　覚　俊在判
小野氏在判

（十四、小野せんしん譲状案）

小野氏譲状
（只越）
たゝこしをハ、ことのあいともに、（正嘉元年）正かくわんねんに、（静全）しやうせんにゆつりわたしぬるうゑハ、いまさらし
（細）さいあるへからす、さていわう女しやうかくハ、たねはらかはらぬをとゝいなれは、（構）かまへていとをしくして、（扶持）ふちすへきなり、こゝろにかゝるゆゑニ、かく申おくなり、のちのためにかさねて、（状）しやうく
（如）ことし、
（弘安）こうあん六ねん四月十日　（小野）せんしん在判

（十五、光厳上皇院宣案）

問状　院宣
法勝寺領美濃国船木庄内只越郷事、盛祐法眼申状副具書如此、子細見状、何様事候乎由、
院御気色所候也、仍執違如件、
（暦応二年）六月九日　　右少弁親名（平）
謹上　坊門侍従（信春）殿

（十六、坊門信春請文案）

法勝寺領美濃国船木庄内只越郷事、盛祐法眼申状具書等謹給候了、此事曾不存知之上者、得御意、可有御披露候哉、恐々謹言、

六月十五日（暦応二年）　信春（坊門侍従）

美濃国只越郷をめぐる訴訟年表

年月日	（西暦）	盛祐側	坊門清定側	備考
文治三・四・一〇	一一八六	・菅原資高、美濃国法勝寺領船木荘内東方只越郷を「長男小童丸」（覚俊）に譲与する。		
元久一・三・三	一二〇四	・武者小路室町の居所焼失により、只越郷の文書・寺家代々返抄等を紛失する。		
〃　三・一〇	〃	・船木荘領主等、只越郷の文書紛失状を提出する。なかに只越郷相伝由緒についての記事あり。		
元久二・一一・九	一二〇五	・菅原資高、長男為俊に只越郷を譲与する（田畠所当の半分を収取する権利を与えるが、残り半分と雑公事はもと通り、資高が進退するという条件つき）。		

正嘉一・一二・七	一二五七	・覚俊、小野氏と連署して、只越郷領家職を子静全に譲与する。	
弘安六・四・一〇	一二八三	・小野せんしん、正嘉元年の静全への譲与をふまえたうえで、「いとをし」き「いわう女しやうかく」の扶持を申し置く。	
正応二・九・一〇	一二八八	・静全、経章と連署して、只越郷領家職半分を嫡男経意（惣領）に、半分を次男盛祐（庶子）に譲与する。	
元応二・	一三二〇	・禅林寺僧禅観、只越郷を掠め賜う。これにより、経意・盛祐所存を申し披く。	
〃　一二・二九	〃	・後宇多上皇、惣領経意にあてて院宣（奉行は左中弁万里小路藤房）を下し、只越郷をもとの如く知行せしむ。	
正慶一・四・	一三三二	・経意、正慶元年四月二十三〈二十七とも〉日他界する。経意の在世中に只越郷領家職をめぐる確執なし。経意の没後清定の濫妨が始まる。	経意、没する。
〃　九・二一	〃	・経意二男菅原清定（のち坊門大夫清定、在定と改名）父祖の遺誡に背き、盛祐を追い出し、住宅を焼き払う。 ・よって、盛祐子息説光をもって相伝の子細を申し披く。	

正慶二・後二・一六	一三三三	・後伏見上皇、兵衛大夫（説光カ）にあてて院宣を下し、静全・盛祐の譲に任せて、只越郷領主職を安堵せしむ（「当郷一円拝領所見」）。		
元弘三・五	〃	・盛祐、元弘三年五月十五日に「御方」（足利方）に馳せ参ずる（「盛祐当知行支証」）。	・ここに、清定、かの宿意を散ぜんがため、右大弁坊門清忠・坊門三位清房卿の養子となり、菅原姓を捨て、坊門大夫清定と改名。養兄坊門少将雅輔（西岡大将。清房の子）の権勢をもって只越郷を濫妨する。	
建武二・一一・	一三三五	・しかるに、盛祐老体の間、説光を「御方」（足利方）に進めて合戦を致す。	・清定、中山道大将として東国発向の時、また盛祐の住宅を焼き払い、資財物を奪い取る。	
建武三・一・一六	一三三六		・坊門雅輔（清房子）、常住院四足前にて討ち死に（京都での新田―足利勢の合戦）。首は六条河原に懸けられる。 ・清定子息輔清（号雅輔養子）、常住院	

				四足前にて討ち死に。首は六条河原に懸けられる。
建武三・八・二〇	一三三六	・美濃国守護土岐頼貞代道忍、「只越左衛門蔵人」（説光ヵ）にあてて書状を出し、「御敵」少別府新左衛門尉・坊門大夫（清房）等が只越地頭方に城郭を構えるとの風聞を伝え、在只越郷の説光に現地での状況を注進するように指示する（「当知行所見」「当知行支証」）。		
建武四・二・一八	一三三七	・光厳上皇、「兵衛蔵人」（説光ヵ）にあてて院宣を下し、只越郷の知行を安堵せしむ（奉行は日野中納言資明）（「安堵勅裁」）。		
〃　七・三	〃		・「清定の年来家人」定家、「菅原氏幸増女代」と号して、子細を申す（「幸増」は「清定所変無躰作名の仁」）。	
〃　七・四	〃		・坊門侍従国清（雅輔の子。若州大将）、美作左近将監貞藤に生け捕られる。預人は東入道。	
〃　七・一三	〃	・盛祐雑掌、定家の提訴に対して激しく反論。		

建武四・八・一八	一三三七		・光厳上皇、菅原幸増女にあてて院宣を下して、説光への院宣を召し返し、只越郷を安堵せしむ。これにより、清定当郷を知行する（清定の勝訴）。	
暦応一・春	一三三八		・北畠顕家卿、「奥勢」（奥州の軍勢）を率いて上洛の時、清定は只越郷よりかの勢に馳せ加わり、合戦を致す（後醍醐天皇方に味方。足利方からは「朝敵」）。	
〃　八・	〃		・清定・坊門三位清房父子、吉野より落ち、また只越郷内に隠居していたところを塩屋五郎・同卿房・業田卿注記等（「武家」＝美濃守護土岐頼貞〈存孝〉配下の武士か）に召し捕られる。美濃守護土岐頼貞は当郷を収公し、捕手三人に「宛賜」わった。只越郷はいまに彼らが知行している（清定は「召人」＝捕らわれ人）。	
暦応二・二・二二	一三三九	・盛祐が庭中に提訴したところ、越訴言上せよとの御沙汰あり。		美濃守護土岐頼貞、没す。
〃　三・四	〃			

暦応二・三・九	一三三九			・越訴言上せよとの指示をうけ越訴したところ、上卿日野中納言資明は「庭中に非ずして越訴あるべからず。本理非の次第を書き顕わし、行事弁に付けよ」と指示する。
〃　三・一一	〃			・そこで本解状（暦応二年三月日盛祐申状）を付け申したところ、頭卿中御門為治は御披露におよばず、奉行（先奉行）平親名に本件を与奪する。
〃　三・六・九	〃		・光厳上皇、坊門侍従信春に盛祐の申状・具書を添えて問状院宣を遣わし、事情を尋ねる。	
〃　六・一五	〃		・坊門信春、問状院宣に対し、不存知の請文を提出する。	
〃　八・	〃	坊門信春、問状院宣のあと二か月も陳状を提出せず。盛祐、安堵勅裁を得んがために重ねての申状（暦応二年八月日盛祐重申状）を提出する。		